

令和8年度埼玉県小児慢性特定疾病児童等ピアカウンセリング事業
業務委託公募型企画提案競技実施要領

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和8年度埼玉県小児慢性特定疾病児童等ピアカウンセリング事業業務

(2) 事業の目的

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の22の規定に基づき、小児慢性特定疾病児童等を養育している親等が日常生活を送る上で抱えている不安や悩みについて、小児慢性特定疾病児童等を養育していた親等（以下「小児慢性特定疾病児童等既養育者」という。）による助言及び相談等を行うことにより、小児慢性特定疾病児童等を養育している親等の負担軽減を図るとともに、小児慢性特定疾病児童等の日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「令和8年度埼玉県小児慢性特定疾病児童等ピアカウンセリング事業業務委託仕様書」のとおり

(4) 履行場所

受託者が設置する場所

(5) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

2 予算額

675,400円（消費税及び地方消費税10%を含む）

- ・本事業の契約に係る上限額（税込）であり、予定価格はこの範囲で別途算定する。
- ・業務に係る契約締結上限額であり、この金額の範囲内で見積書が提出された場合に限り、審査会での審査及び契約締結が可能となる。見積額が上限額を超えた場合は審査自体を行わないので注意すること。

3 応募資格

次の(1)～(6)のすべてを満たす事業者でなければ応募できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。

- (3) 本業務の募集開始日から契約締結の日までに、埼玉県に於ける入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本業務の募集開始日から契約相手方の決定までの期間に、埼玉県に於ける暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て又は破産法の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (6) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納付すべき税金を滞納している者でないこと。

4 手続き等に関する事項

(1) 質問の受付及び回答

ア 質問受付期間

令和8年5月1日（金）17時（必着）

イ 質問方法

- ・ 質問書の様式に記入の上、後記4（4）宛てに電子メールで送信すること。提出後、必ず電話による到達確認を行うこと。
- ・ 質問内容には特定の企業名や個人名を記入しないこと。
- ・ メール件名を以下のとおりとすること。
【法人名】小慢ピアカウンセリング事業質問
- ・ 簡易なものを除き、口頭での質問は受け付けない。

ウ 回答方法

令和8年5月8日（金）までに、電子メールで回答するとともに、県のホームページに掲載する。

(2) 公募型企画提案競技参加申込

ア 提出期限

令和8年5月15日（金）15時（必着）

イ 提出書類

- ① 参加申請書【様式1】
- ② 団体目的等についての確認書【様式2】
- ③ 法人等概要調書【様式3】
- ④ その他事業者の概要を表すもの【任意様式、パンフレット等】

ウ 提出方法

- ・ 後記4（4）宛てに電子メールで提出すること。提出後、必ず電話による到達確認を行うこと。

- ・メール件名を以下のとおりとすること。

【法人名】小慢ピアカウンセリング参加申込

エ 参加辞退

参加申請書等を提出した者が本企画提案による公募の参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式任意）を電子メールで提出すること。

（３）企画提案書等の提出

ア 提出期限

令和８年５月２８日（木）１７時（必着）

イ 提出書類

① 企画提案書【様式４】

② 事業実施の提案【様式５】

仕様書の記載内容を踏まえ、５（２）の審査基準に則し作成すること。

③ 業務実施体制調書【様式６】

④ 事業計画調書【様式７】

⑤ 個人情報管理体制調書【様式８】

⑥ 類似業務実績調書【様式９】

⑦ 予算見積調書【様式１０】

・「２ 予算額」に掲げる上限の範囲内で作成すること。

・内訳は税抜で記載し、消費税及び地方消費税額と税込金額を記載すること。

⑧ 配置予定コーディネーター等名簿【様式１１】

ウ 提出方法

・後記４（４）宛てに電子メールで提出すること。提出後、必ず電話による到達確認を行うこと。

・メール件名を以下のとおりとすること。

【法人名】小慢ピアカウンセリング企画提案書

（４）提出先・問合せ先

〒３３０－９３０１

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目１５番１号

埼玉県保健医療部健康長寿課母子保健担当

（電話）０４８－８３０－３５６１

（Eメール）a3570-09@pref.saitama.lg.jp

５ 委託候補者の選定

（１）審査方法

県が設置する公募型企画提案競技審査委員会（以下「委員会」という。）において、提出された企画提案書の内容を踏まえて書類審査を行い、総合点が最も高い提案者を委託先候補者として

選定する。

企画提案書を提出した者が1者のときは、審査委員会が提案内容を総合的に審査し、審査の結果、評定点が60点以上の場合には本業務の委託先として適当であると認め、当該企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。

なお、審査に当たり、委員会から企画提案書提出者へ質問又は企画提案書に係るプレゼンテーションを求める場合がある。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
事業目的への理解	委託事業の目的・内容を十分に理解し、仕様書を踏まえた提案内容になっているか。	35
目標達成に向けた実施方針	・実施方針が明確に示され、事業実施に対する意欲があるか。 ・事業実施に向けての効果的な手法が提示されているか。	
提案内容の独自性	団体のノウハウや情報を活用して検討した提案内容か。	
実施方法の的確性、スケジュールの妥当性	・実施方法が現実的であり、実施可能なものであるか。 ・履行期限までの工程等の事業計画は無理のないものか。	
実施体制、危機管理に関する手法	・業務が円滑に進むよう必要十分な担当者を配置しているか。 ・個人情報の適切な管理や緊急時の対応などの危機管理に対応できる体制や運営になっているか。	10
見積価格	本業務に関する経費が適切に計上され、かつ過不足なく積算されているか。	5

(3) 選定結果の通知

選定結果は令和8年6月上旬にメールで通知する。

6 契約等

提案された企画内容を元に、委託先候補者と県の間で業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約により契約を締結する。

委託先候補者と協議が整わない場合や、契約締結までの間に委託先候補者に事故のある場合等は、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。

協議の上、企画提案の一部を変更する場合もある。

7 提出された書類等の取扱い

- (1) 県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
- (2) 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しない。
- (3) 企画提案の際に提出される書類に含まれる著作物の著作権は、企画提案参加者に帰属する。
提出された企画提案書において企業秘密に該当する部分については、その旨を明示すること。

なお、情報公開請求があった際には、請求に応じて埼玉県情報公開条例で定める不開示情報を除き情報公開を行う場合がある。

8 提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する申込みは失格又は無効とする。

- (1) 談合その他不正行為が行われたと認められる場合
- (2) 「3 応募資格」に該当しないことが確認された場合
- (3) 提出書類がない場合
- (4) 本実施要綱の規定に従っていない場合

9 その他留意事項

- (1) 参加申請に係るすべての費用（企画提案書の作成等に要する費用）は、参加者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語、日本国通貨とする。
- (3) 緊急等やむを得ない場合は、企画提案競技の停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において 当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。